

子育て世帯臨時特例給付金とは？

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%へ引き上げられることに伴い、子育て世帯の影響を緩和し、子育て世帯の消費の下支えをする観点から、臨時的な給付措置として支給されます。

支給要件

○支給対象者

平成26年1月分の児童手当を受給している方であって、平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満である方。

○対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当の対象となる児童。
ただし、臨時福祉給付金の対象となる児童及び生活保護制度の被保護者にあたる児童は対象外です。

○支給額

対象児童1人につき10,000円。

申請手続き

平成26年1月1日において、住民登録がされている市町村が申請先となります。

○申請書の取得

《自営業者や会社員の方（町から児童手当を支給されている方）》

申請開始日までに、町から申請書がご自宅に郵送されます。

《公務員の方（職場から児童手当を支給されている方）》

勤務先から申請書が配布されます。

※支給要件に該当する方で、申請書などの案内書類が届かない場合は、お手数ですが、左下のお問い合わせ先までご連絡ください。

○申請方法

申請期間内に申請場所にて、必要な添付書類とともに申請書を提出していただきます。

※申請期間・申請場所・添付書類は、左記をご参照ください。

尚、郵送での申請もお受けいたします。

《郵送による提出先》

〒779-2395 徳島県海部郡美波町奥河内字本村18番地1
美波町役場 保健福祉課 子育て世帯臨時特例給付金担当 行

確認じゃ



コソダテカクニンジャ